

延長保育事業について ※公立施設の内容です

1. 延長保育の対象児童

- ①保護者の就労等やむを得ない理由で利用する者
 - ②児童福祉の観点から必要な者
- ※保育認定の方のみ利用可

2. 実施施設

町立こども園、町立北方北保育園、町立北方中保育園

3. 延長保育の時間及び利用単価

保育必要量認定区分	時間区分		利用料（日額）
保育短時間認定	早朝	7：30～ 8：30の間の利用	100円
	夕方①	16：30～18：30の間の利用	200円
	夕方②	18：30～19：00の間の利用	150円（間食代含む）
保育標準時間認定	夕方②	18：30～19：00の間の利用	150円（間食代含む）

※施設の開所日かつ開所時間内で実施します。

※施設の開所時間を上限とするため、北保育園について夕方②の18：30～19：00の利用はできません。

※夕方②（18：30～19：00）の利用児童には間食を提供します。

※3歳以上児であっても延長保育料は発生します。

4. 延長保育の利用の判断

延長保育を利用したかどうかの判断については、原則、登降園管理システム（kids plus）に打刻された時間で判断します。そのため、延長保育の利用希望がなくても打刻した時間が認定された時間の範囲外である場合、延長保育料が発生します。時間内の登降園にご協力をお願いします。

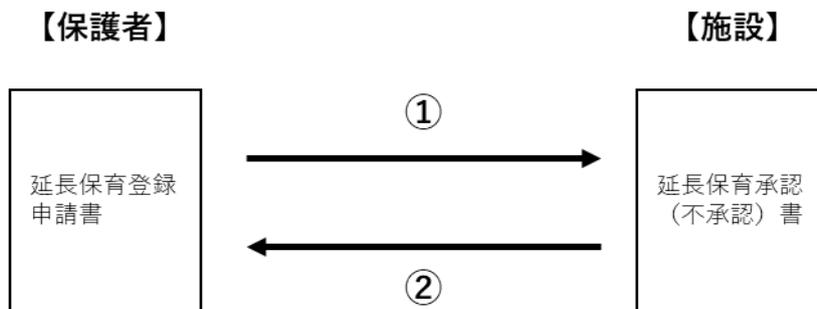
5. 利用手続き

■利用方法

延長保育を利用するための手続きについて、おおまかな流れは

「登録の手続き」 → 「利用の手続き」 となります。

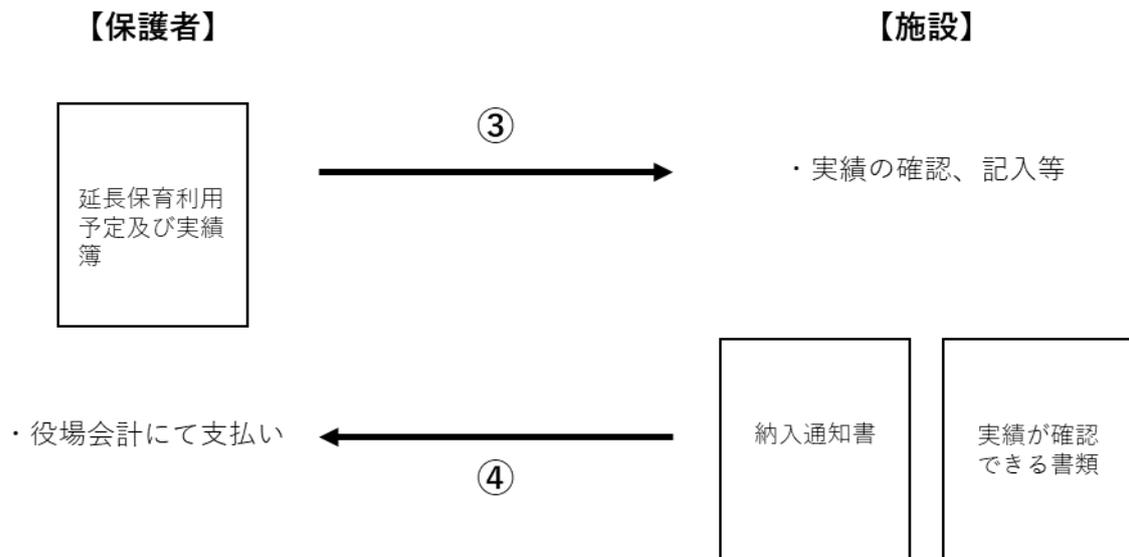
〈登録の手続き〉



①「延長保育登録申請書」を施設に提出。

②承認の可否を「延長保育承認（不承認）書」により保護者に通知します。

〈利用の手続き〉



③延長保育を利用する際は、施設が定める日までに「延長保育利用予定及び実績簿」（以下、予定簿という。）を提出。

※予定簿を提出後、内容に変更が生じる場合は施設に申し出てください。

※1か月単位で予定簿を提出してください。

④利用月の翌月以降に施設が実績を確認し、実績が確認できる書類を添付したうえで納入通知書をお渡しします。指定された期日までにお支払いください。

■延長保育の登録・利用申請していないが、認定された時間の範囲外で登降園してしまった場合

前述のとおり、延長保育の利用希望がなくても登降園管理システム（kids plus）に打刻した時間が、認定された時間の範囲外である場合、原則、延長保育料が発生します。利用料については利用の手続きの④同様に、実績が確認できる書類を添付したうえで納入通知書をお渡しします。指定された期日までにお支払いください。

6. 延長保育料の納付

施設から渡された納入通知書にて延長保育料を、北方町役場の会計室にてお支払いください。

※他の金融機関でも支払うことはできますが手数料が発生する場合があります。

7. 解除手続き

延長保育を必要としなくなった場合（一時期ではなく、今後しばらく必要としない場合）は、「延長保育実施解除届」を施設に提出してください。

8. 短時間認定→保育標準時間認定への変更

保護者の就労状況等の変化により保育必要量の認定区分（標準時間認定・短時間認定）を変更する場合は、変更申請が必要になりますので教育委員会または施設にご相談ください（教育・保育給付認定変更申請書及び就労証明書等の提出が必要になります）。なお、保育必要量の認定は月単位であり、変更は申請した翌月からの適用となります。

9. その他

延長保育事業や保育必要量等についてご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

○北方町教育委員会 学校教育課：058-323-1115